

愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用できる町行政サービス等一覧（案）

資料6-3

No.	①サービス等の名称	②サービス等の概要	③サービス等の現時点の対象者（例：法律婚及び事実婚、市パートナーシップ宣誓者等）	④2024年4月1日からの適応の可否 ※否の場合、適応可能時期	⑤活用可能とする際必要となる事務処理（要綱改正等）	⑥サービス等活用の際、受理証明書等の提示の要否	⑦その他備考	⑧サービス担当課名
1	住民票の続柄の変更	世帯主との続柄を「縁故者」に変更できる。	親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難である者	可	なし	要	世帯構成状況により「縁故者」と表記できない場合がある。	住民課
2	愛・広報紙の作成	宣誓したお二人が希望した場合、作成することができる。	法律婚	可	要領改正	要		人事秘書課
3	職員互助会給付金	結婚祝い金、出産祝い金、死亡弔慰金の対象にファミリーシップを宣誓した者を含める。	法律婚	否 5月以降	互助会運営委員会、役員会にて承認が必要。	要		人事秘書課
4	心身障がい扶助料の受給者が死亡した際の未払い金の受取	パートナー又はファミリーシップを宣誓した子が代理で受け取ることができる。	法律婚及び事実婚、	可	なし	否	生計関係のある当該家族の代表者であれば可	福祉課
5	重度障害者（児）日常生活用具給付	パートナーが代理申請できる。	法律婚及び事実婚、	可	なし	否		福祉課
6	診療内容の説明	パートナー又はファミリーシップを宣誓した子の診療内容の説明を受けることができる。	本人及び親であることが確認できる書類（本人の保険証など）の持参者	可	なし	要		東郷診療所
7	母子健康手帳の申請・受領	妊婦が来所できない場合、配偶者と同様に代理申請・受領ができる。	妊婦、妊婦から委任を受けた者（配偶者。パートナー、どちらかの父母等）	可	なし	要	代理人申請の場合は、委任状が必要です。	こども健康課
8	DV相談	パートナーからのDVについて相談することができる。	全ての方	可	なし	否		こども健康課
9	子育ての相談	パートナーも保護者として相談できる。	全ての方	可	なし	否		こども健康課

No.	①サービス等の名称	②サービス等の概要	③サービス等の現時点の対象者（例：法律婚及び事実婚、市パートナーシップ宣誓者等）	④2024年4月1日からの適応の可否 ※否の場合、適応可能時期	⑤活用可能とする際必要となる事務処理（要綱改正等）	⑥サービス等活用の際、受理証明書等の提示の要否	⑦その他備考	⑧サービス担当課名
10	保育園の入園申込、送迎	ファミリーシップの宣誓をされた方をこどもの保護者として取り扱うこととし、保育園の入園申込、送迎を行うことができる。	法律婚及び事実婚	可	なし	要		こども保育課
11	放課後児童クラブの申込、送迎	パートナーシップの宣誓をされた方を保護者として取り扱うこととし、申込、送迎を可とする。	法律婚及び事実婚	可	なし	要		子育て応援課
12	きらきらこどもの申込、送迎	パートナーシップの宣誓をされた方を保護者として取り扱うこととし、申込、送迎を可とする。	法律婚及び事実婚	可	なし	要		子育て応援課
13	多胎児サポーター派遣の申請	パートナーシップの宣誓をされた方を保護者として取り扱うこととし、申込を可とする。	法律婚及び事実婚	可	なし	要		子育て応援課
14	税証明書の申請	パートナーによる代理申請ができる。	全ての方	可	なし	否	別途本人の委任状が必要です。	収納課・税務課
15	り災証明書の交付	パートナーによる代理申請ができる。	全ての方	可	なし	否	別途本人の委任状が必要です。	税務課
16	教育相談	パートナーも保護者として相談できる。	全ての方	可	なし	否		学校教育課